

緊急消防援助隊石川県応援等実施計画

令和3年3月

石 川 県

緊急消防援助隊石川県応援等実施計画 目 次

第 1 章	総則	1
第 2 章	石川県大隊等の編成	1
第 3 章	石川県大隊等の出動	3
第 4 章	現場活動	8
第 5 章	後方支援活動	8
第 6 章	活動終了	9
第 7 章	活動報告等	10
第 8 章	その他	10
資料等		
別表第 1	用語の定義	12
別表第 2	石川県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先	14
別表第 3	関係機関連絡先	15
別表第 4	石川県の登録隊	20
別表第 5	石川県大隊の標準的な隊編成	21
別表第 6	石川県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材	24
別表第 7	金沢市消防局NBC災害即応部隊の編成	26
別表第 8	石川県土砂・風水害機動支援部隊の編成	26
別表第 9	地震等の出動等に係る取決め	27
別表第 10	集結場所	28
別表第 11	石川県大隊無線通信運用体制	29
別表第 12	石川県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）	30
別紙第 1	石川県大隊・各部隊指揮体制	34
別紙第 2	公務従事車両証明書	36
運用要綱別記様式 1	〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制	37
運用要綱別記様式 2	緊急消防援助隊活動報告（日報）	38
要請要綱別記様式 2－1	出動可能隊数報告及び出動準備依頼	39
要請要綱別記様式 2－2	出動可能隊数・出動隊数の報告	40
要請要綱別記様式 2－3	出動準備の解除連絡	42
要請要綱別記様式 3－1	緊急消防援助隊の出動の求め又は指示	43
要請要綱別記様式 3－4	緊急消防援助隊の出動の求め又は指示（迅速）	44
要請要綱別記様式 5	緊急消防援助隊活動報告書	46

緊急消防援助隊石川県応援等実施計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第38条の規定に基づき、石川県大隊、石川県統合機動部隊、金沢市消防局NBC災害即応部隊、石川県土砂・風水害機動支援部隊（以下「石川県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、石川県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第2 代表消防機関は、金沢市消防局とする。

2 代表消防機関代行は、白山野々市広域消防本部とする。

3 前項までに定めるもののほか、用語については別表第1のとおりとする。

第2章 石川県大隊等の編成

(県内ブロック)

第3 石川県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部（消防局を含む。以下同じ。）を別表第2のとおりブロック分けするものとする。

2 各ブロックに別表第2のとおり幹事消防本部（幹事消防局を含む。以下同じ。）を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等出動時における各消防本部の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 応援等出動時における関係機関の連絡先は、別表第3のとおりとする。
- (3) 石川県から各消防本部に対して連絡を行う場合は、原則として代表消防機関、幹事消防本部を経由して行う。
- (4) 各消防本部から石川県に対して連絡を行う場合は、原則として幹事消防本部、代表消防機関を経由して行う。
- (5) 連絡方法は、原則として有線電話又は有線FAX（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には防災行政無線、地域

衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(石川県大隊等の編成)

第5 石川県の登録隊は、別表第4のとおりとする。

- 2 石川県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、別表第5のとおりとし、各消防本部の災害対応状況及び被災地の被害状況等を考慮し調整するものとする。
- 3 大隊は、都道府県単位とし、「石川県大隊」と呼称するものとする。なお、石川県大隊長は、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の職員をもって充てるものとする。
- 4 統合機動部隊は、「石川県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、石川県統合機動部隊長は、代表消防機関の職員をもって充てるものとする。
- 5 中隊は、ブロック単位又は消火、救助、救急等の任務単位とし、「〇〇ブロック中隊（又は消火中隊等）」と呼称するものとする。なお、中隊長は石川県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。以下同じ。）が指定するものとする。
- 6 小隊は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊（又は各消防本部の呼出し名称）」と呼称するものとする。
- 7 後方支援中隊の編成は、別表第6のとおりとし、都道府県（又はブロック）単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。なお、後方支援中隊長は、金沢市消防局の職員（又は幹事消防本部の職員）の中から石川県大隊長又は部隊長が指定するものとする。
- 8 NBC災害即応部隊は、別表第7のとおり編成し、「金沢市消防局NBC災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、金沢市消防局NBC災害即応部隊長は、金沢市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 9 土砂・風水害機動支援部隊は別表第8のとおり編成し、「石川県土砂・風水害機動支援部隊」と呼称するものとする。なお、石川県土砂・風水害機動支援部隊長は、金沢市消防局の職員をもって充てるものとする。

(指揮体制等)

第6 石川県大隊の指揮体制は、別紙第1のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、運用要綱別記様式1のとおりとする。
- 3 石川県大隊長は、石川県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、石川県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 石川県統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。ただし、石川県大隊が後続する場合、当該統合機動部隊の活動の指揮は、石川県大隊長が被災地に到着

するまでの間とする。

- 5 金沢市消防局NBC災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 石川県土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 中隊長は、石川県大隊長又は部隊長の指揮の下で、小隊の活動を指揮するものとする。

第3章 石川県大隊等の出動

(地震時等の出動等に係る取決め)

- 第7 要請要綱別表A-1、A-2、E-1及びE-2並びにアクションプランに基づき、地震等の発生後、石川県に属する緊急消防援助隊が出動準備又は出動(迅速出動を含む。)を行う対象となる事象は、別表第9のとおりとする。

(石川県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備)

- 第8 別表第9に定める地震等が発生し、石川県に属する緊急消防援助隊が出動準備(迅速出動に伴う出動準備を含む。)を行う対象となっている場合、石川県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

- (1) 石川県は、各消防本部から事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否の連絡を受けた後、消防庁に対して速やかに要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、石川県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、事前に計画された隊(別表第5)のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 各消防本部は、地震等の発生後速やかに、石川県に対して事前に計画された隊(別表第5)を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。
- 2 土砂・風水害が発生し又は発生が見込まれる状況で、消防庁から石川県大隊又は石川県土砂・風水害機動支援部隊の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、都道府県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。
- (1) 石川県は、各消防本部に対して速やかに事前に計画された隊(別表第5又は別表第8)を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。ただし、石川県内で大規模な被害の発生又は大規模な被害の発生が見込まれない場合、代表消防機関と協議の上、各消防本部の出動可否のとりまとめを行う前に、消防庁に対して速やかに事前に計画された隊のとおり出動可能隊数を報告するものとする。
 - (2) 石川県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに事前

に計画された隊（別表第5又は別表第8）を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

3 前2項の場合のほか、消防庁から石川県大隊（NBC災害における救急小隊を中心とした石川県大隊、航空機・列車事故における救助小隊を中心とした石川県大隊等）の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼があった場合、石川県及び各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 石川県は、速やかに代表消防機関に隊の編成を依頼し、各消防本部に対して速やかに代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否の確認及び出動準備の依頼を行い、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

(2) 石川県から出動可否の確認及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、速やかに前号において代表消防機関が編成した隊を構成する小隊の出動可否を連絡するとともに、出動準備を行うものとする。

4 石川県は、消防庁から石川県大隊等の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼がない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、各消防本部に対して前各項の方法により出動可否の確認を行うなどして、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数を報告するものとする。

5 石川県は、要請要綱第5条第6項により消防庁からの出動準備の解除の連絡があった場合、又は消防庁への問合せ等により出動準備の対象となっていないことを確認した場合は、第4(3)の手順により各消防本部に対して出動準備の解除を連絡する。

(集結場所)

第9 集結場所は、別表第10のとおりとする。

(石川県大隊及び統合機動部隊の出動)

第10 石川県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1又は同様式3-4により石川県大隊（又は統合機動部隊）の出動の求め又は指示を受けた場合は、各市町等（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。

2 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載されていない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を經由して各消防本部と調整するものとする。

3 出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、各消防本部は次のとおり対応するものとする。

(1) 石川県統合機動部隊は、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね1時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

(2) 第一次編成陸上隊は、石川県統合機動部隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示

後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね2時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。

- (3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動の求め又は指示後（迅速出動に該当する事案が発生した場合においては地震発生後）、おおむね3時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- (4) 代表消防機関は、別表第10に基づき第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、石川県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- (5) 迅速出動を行う場合、後方支援本部は、石川県統合機動部隊及び石川県大隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

（その他の部隊の出動）

- 第11 金沢市長は、長官から要請要綱別記様式3-1により金沢市消防局NBC災害即応部隊の出動の指示を受けた場合、出動の指示後30分以内に当該部隊を出動させるものとする。なお、当該部隊は進出拠点へ直接進出するものとする。
- 2 石川県知事は、長官から要請要綱別記様式3-1により石川県土砂・風水害機動支援部隊の出動の求め又は指示を受けた場合、当該部隊を構成する小隊の属する各市町等（各消防本部）の長に対して出動の求め又は指示を行うものとする。当該出動の求め又は指示を受けた石川県土砂・風水害機動支援部隊長は、別表第10に基づき集結場所及び集結時間を決定の上、当該部隊を構成する小隊の属する消防本部に連絡するものとし、集結場所に集結の後、速やかに当該部隊を出動させるものとする。

（国家的な非常災害における出動）

- 第12 国家的な非常災害が発生した場合又は消防庁からアクションプランを適用させる旨の連絡を受けた場合には、各消防本部は、直ちに管内の被害状況の確認を行うとともに、石川県に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとし、石川県は、消防庁に対して要請要綱別記様式2-2により出動可能隊数の報告を行うものとする。
- 2 長官から出動の指示があった場合には、第10第3項に定める出動を行うほか、特別編成陸上隊を編成するものとする。
- 3 代表消防機関は、要請内容や被災地の状況に応じて、別表第5に記載していない特殊災害小隊や特殊装備小隊等の追加出動又は乗換えての出動について、幹事消防本部を経由して各消防本部と調整するものとする。
- 4 特別編成陸上隊は、地震発生後おおむね24時間以内に集結場所に集結し、出動するものとする。
- 5 各消防本部は、特別編成陸上隊の編成に当たり、消防本部における消防力を維持するための態勢を整え、可能な限り多くの隊を派遣するものとする。

(石川県大隊等の出動隊数の報告)

第 13 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、石川県に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

2 石川県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

3 各小隊を出動させた消防本部は、次に掲げる事項について、幹事消防本部を經由して石川県及び代表消防機関に対して報告するものとする。

- (1) 出動させた隊員の代表者の職階級、氏名及び連絡先
- (2) 出動隊数、車両及び資機材
- (3) 集結場所到着予定時刻
- (4) その他必要な事項

(緊急消防援助隊の車両表示)

第 14 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第 15 石川県大隊長、石川県統合機動部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長又はブロック中隊長は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について石川県に対して報告するものとする。

(進出拠点への進出)

第 16 石川県大隊長、統合機動部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長(以下「石川県大隊長等」という。)は、応援先都道府県又は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 石川県大隊長等又はブロック中隊長は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

- (1) 被災地の被害概要
- (2) 石川県大隊等の活動地域及び任務
- (3) 石川県大隊等の進出拠点及び出動ルート
- (4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第 17 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

- (1) 被災地への出動途上等で道路交通法第 39 条に基づく緊急走行を行う場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。
- (2) 緊急走行以外の場合は、料金所一般レーンにて、緊急消防援助隊として出動中又は帰署(所)途上である旨を申し出て、別紙第 2「公務従事車両証明書」を提出するものとする。
- (3) 緊急やむを得ず当該証明書を持参できない場合、小隊長は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通過日時、当該車両の番号を記入して提出するものとする。
- (4) 名刺を提出した場合、後日、石川県を通じて消防庁へ公務従事証明書を提出するものとする。

(情報共有)

第 18 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第 19 石川県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに都道府県大隊名(又は部隊名。以下同じ。)、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、石川県大隊長等(NBC災害即応部隊長は除く。)のみが先行して前項の任務を行い、無線等により石川県大隊等に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第 20 石川県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに都道府県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 石川県大隊本部の設置場所
- (5) 安全管理に関する体制
- (6) 使用無線系統

(7) 地理及び水利状況

(8) その他活動上必要な事項

- 2 石川県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する石川県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が石川県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、石川県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する石川県大隊が被災地に到着後は、石川県大隊に帰属し、石川県大隊長の指揮の下、石川県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(石川県大隊本部の設置)

- 第21 石川県大隊長は、石川県大隊長を本部長とする石川県大隊本部を設置するものとする。
- 2 石川県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。
- 3 石川県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 石川県大隊長は、被害状況及び石川県大隊の活動を記録（動画及び静止画によるものを含む。）する要員を配置するものとする。

(活動時における無線通信運用及び情報収集)

- 第22 活動時の無線通信運用体制は、別表第11のとおりとする。
- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、石川県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

(各隊の保有資機材等)

- 第23 後方支援中隊の保有資機材は、別表第6のとおり。
- 2 後方支援中隊を除く各隊の保有資機材は、別表第12のとおり。

(日報)

- 第24 石川県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式2により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第5章 後方支援活動

(後方支援本部の設置)

第 25 石川県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部長は、金沢市消防局の消防長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。

3 本部員は、金沢市消防局の職員をもって充てるものとする。

4 後方支援本部長は、石川県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。

5 後方支援本部は、石川県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 消防庁、指揮支援（部）隊長、都道府県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整

(2) 石川県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整

(3) 石川県大隊等の隊数及び人員数の集計

(4) 石川県大隊等の活動記録の集約

(5) 各消防本部に対する石川県大隊等の活動状況に関する情報提供

(6) 石川県大隊等に対する災害に関する情報提供

(7) 必要な資機材等の手配及び提供

(8) 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整

(9) 後方支援に係る石川県との調整

(10) その他必要な事項

（後方支援中隊の任務等）

第 26 後方支援中隊は、石川県大隊長又は部隊長の指揮の下、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 後方支援本部との連絡

(2) 宿営場所の設置及び維持

(3) 物資の調達及び搬送

(4) 交替要員の搬送

(5) 活動の記録

(6) その他必要な事項

（相互協力）

第 27 石川県及び各消防本部は、石川県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。ただし、原則として、出動した小隊等の属する消防本部が、当該小隊等の活動に必要な食料調達を行うこととする。

第 6 章 活動終了

(石川県大隊等の引揚げ)

第 28 石川県大隊長等は、指揮支援本部長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 石川県大隊長等は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものをとする。

- (1) 石川県大隊等の活動概要(時間、場所、隊数等)
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

(帰署(所)報告)

第 29 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、石川県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 石川県は、石川県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署(所)後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

(活動結果報告)

第 30 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後、石川県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5-1、5-2 により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 石川県は、各消防本部からの報告を取りまとめて、消防庁及び受援都道府県に対して要請要綱別記様式第 5-1、5-2 により、速やかに活動報告を行うものとする。

第 8 章 その他

(航空部隊の応援等)

第 31 航空部隊に係る応援等については、別に定めるものとする。

(事前準備)

第 32 各消防本部は、石川県大隊等の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 石川県及び各消防本部は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成 20 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この計画は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

この計画は、平成26年3月25日から施行する。

附 則

この計画は、令和3年3月26日から施行する。

用語の定義

No.	用語	内容	備考
1	法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。	
2	政令	「緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)」をいう。	
3	基本計画	「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日消防震第9号)」をいう。	
4	運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。	
5	アクションプラン	基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。	
6	政令市等	東京都特別区及び政令指定都市をいう。	
7	応援等	災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。	法第44条第1項
8	長官	消防庁長官をいう。	
9	応援都道府県	緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。	運用要綱第2条(7)
10	第一次出動都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。	基本計画第4章2(1)
11	出動準備都道府県	大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。	基本計画第4章2(2)
12	ブロック	都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。	
13	幹事消防本部	ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめを行う消防本部をいう。	
14	後方支援本部	出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。	運用要綱第13条
15	集結場所	都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。	運用要綱第21条(1)
16	進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。	運用要綱第2条(15)
17	受援都道府県	緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。	要請要綱第2条(6)
18	被災地	大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。	基本計画第1章第2節
19	被災地消防本部	被災地を管轄する消防本部をいう。	運用要綱第2条(1)
20	指揮本部	被災地消防本部の指揮本部をいう。	運用要綱第2条(2)
21	指揮者	被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。	基本計画第2章第5節1(4)
22	調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。	法第44条の2
23	指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。	運用要綱第25条

24	指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節1(1)
25	指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(3)
26	指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第5節1(4)
27	都道府県大隊本部	都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。	運用要綱第28条
28	都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を指揮することを任務とする者をいう。	基本計画 第2章第2節3
29	都道府県大隊指揮隊	被災地における都道府県大隊の活動の指揮を行うことを任務とする隊をいう。	基本計画 第2章第3節1
30	統合機動部隊	長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節2
31	エネルギー・産業基盤災害 即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節3
32	NBC災害即応部隊	NBC災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節4
33	土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。	基本計画 第2章第5節5
34	迅速出動	法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。	要請要綱第2条(14)
35	国家的な非常災害	災害対策基本法第105条第1項に基づき内閣総理大臣が「災害緊急事態」の布告を発する極めて甚大な被害を伴う災害であり、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官が緊急消防援助隊の出動のために必要な措置を取るよう指示することとなる災害をいう。首都直下地震や南海トラフ地震などの災害をいう。	
36	国家的な非常災害 以外の災害	首都直下地震や南海トラフ地震など全国的な応援が必要な災害以外で、かつ、特定の隊に限定せず消火、救助、救急の各小隊など多くの隊が必要となる災害をいう。	
37	陸上隊	航空部隊及び水上小隊以外の隊をいう。	
38	第一次編成陸上隊	都道府県大隊が出動する際、統合機動部隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。	
39	第二次編成陸上隊	第一次編成陸上隊に引き続き出動する小隊の集まりをいう。 比較的走行速度が遅い車両(後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等)又は出動準備に時間を要する一部の小隊(後方支援小隊等)により構成される。	
40	特別編成陸上隊	国家的な非常災害において、国家的な非常災害以外の災害における出動隊とは別に、派遣元消防本部の消防力を維持するための補完体制を整えた上で特別に編成する隊をいう。	
41	NBC災害	政令第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。	政令第1条
42	部隊移動	法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。	要請要綱第2条(18)

石川県緊急消防援助隊ブロック構成及び連絡先

ブロック及び構成消防本部 ◎印…ブロック幹事消防本部	連絡先		N T T 回線		地域衛星通信ネットワーク	
	昼間 夜間	警防課 情報指令課	電話	F A X	電話	F A X
能登ブロック	奥能登広域圏事務組合消防本部	警防課 情報指令課	0768-23-0119	0768-23-6789	017-457-10	017-457-21
	◎ 七尾鹿島消防本部	指令課 指令課	076-53-0119	0767-53-3796	017-459-10	017-459-21
	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	警防課 通信指令室	0767-22-0089	0767-22-5319	017-460-10	017-460-21
	かほく市消防本部	消防課 通信室	076-283-3585	076-283-4549 076-283-7390	017-461-10	017-460-21
石川中央ブロック	津幡町消防本部	通信指令室 通信指令室	076-288-3000	076-288-5598	017-455-10	017-455-21
	内灘町消防本部	警防担当 警防担当	076-286-0119	076-286-4447	017-454-10	017-454-21
	◎ 金沢市消防局	警防課 情報指令課	076-280-3094 076-280-0119	076-280-0020 076-280-4999	017-451-10	017-451-21
	白山野々市広域消防本部	消防課 通信指令室	076-276-9483 076-276-1119	076-276-9999	017-458-10	017-458-21
加賀ブロック	能美市消防本部	警防課 消防指令センター	0761-58-6320	0761-58-6299	017-462-10	017-462-21
	◎ 小松市消防本部	地域ぼうさい課 指令センター	0761-20-1119	0761-24-1393	017-452-10	017-452-21
	加賀市消防本部	警防課 通信係	0761-72-0119	0761-73-0382	017-453-10	017-453-21

関係機関連絡先 (その1)

関係機関名	連絡先	N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
		電話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X
総務省消防庁	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	90-49013	90-49033	048-500-90-49013	048-500-90-49033
		03-5253-7777	03-5253-7553	000-0000	90-49036	048-500-90-49101	048-500-90-49036
石川県	消防保安課	076-225-1481	076-115-1484	17-4288	17-6897	017-111-4288	017-111-6743
		0761-24-8930	0761-24-8931	—	—	017-158-10	017-158-21
富山県	消防防災航空隊	076-444-3188	076-432-0657	16-3364	16-2827	017-111-4288	017-111-6743
		076-444-3187	0776-22-7617	16-3363	18-113	016-111-3364	016-111-2827
福井県	危機対策・防災課	0776-20-0309	0776-22-7617	18-111	18-113	018-111-610-2176	018-111-610-2189
		0776-20-0742	011-204-5009	01-11	01-11	016-111-3363	016-111-2827
北海道	危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	01-11	01-11	011-210-22-577	001-210-22-586
		017-734-9086	017-722-4867	02-221	02-229	002-801-810-1	002-801-6021
青森県	消防保安課 消防保安課(宿直室に転送)	017-734-9086	017-722-4867	02-221	02-229	002-801-810-1	002-801-6021
		018-860-4565	018-824-1190	05-11	05-52	-4132	005-100-100600
秋田県	総合防災課	018-860-4565	018-824-1190	05-11	05-52	005-100-100569	005-100-100600
		023-630-2226	023-633-4711	06-511	06-500	006-800-1205	006-800-1500
山形県	消防救急課 宿直室	023-630-2226	023-633-4711	06-511	06-500	006-800-1205	006-800-1500
		023-630-2754	025-282-1667	15-11	15-11	015-401-20-6442	015-401-20-6497
新潟県	消防課 消防課(宿日直經由)	025-282-1664	025-282-1667	15-11	15-11	015-401-20-6442	015-401-20-6497
		025-285-5511	055-223-1429	19-2538	19-2529	015-401-825	019-200-2519
山梨県	消防保安課 消防保安課(県庁宿直室)	055-223-1430	055-223-1858	19-2538	19-2529	019-200-2538	019-200-2535
		026-235-7182	026-233-4332	20-212	20-241	020-231-5205	020-231-8739
長野県	消防課	026-235-7182	026-233-4332	20-212	20-241	020-231-5205	020-231-8739
		058-272-1122	058-271-4119	21-670	21-679	021-400-730	021-400-725
岐阜県	消防課 災害情報集約センター	058-272-1122	058-271-4119	21-670	21-679	021-400-730	021-400-725
		058-272-1034		21-671			
出動準備都道府県							

関係機関連絡先 (その2)

関係機関名	連絡先		N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
	時間	電話	F A X	電話	F A X	電話	F A X	
静岡県	昼間	054-221-2073	054-221-3327	22-32	22-26	022-100-2073	022-100-6250	
	夜間	054-221-2072	054-221-3252	22-21		022-100-2072		
愛知県	昼間	052-954-6141	052-954-6994	23-2539	23-4094	023-600-2539	023-600-4694	
	夜間	052-954-6844	052-954-6995	23-5250	23-4695	023-600-5250	023-600-4695	
三重県	昼間	059-224-2108	059-224-2199	24-11	24-11 (切替)	024-101-8-2108	024-101-8-2199	
	夜間							
滋賀県	昼間	077-528-3431	077-528-6037	25-822	25-850	025-100-822	025-100-850	
	夜間	077-528-3436	077-523-6390	25-898		025-100-898		
京都府	昼間	075-414-4471	075-414-4477	26-11	26-13	026-700-8110	026-700-8102	
	夜間	075-414-4471						
大阪府	昼間	06-6944-6458	06-6944-6654	27-4868	27-4870	027-200-200-6021	027-200-200-6654	
	夜間	06-6944-6021						
兵庫県	昼間	078-362-9819	078-362-9915	28-20	28-40	028-151-3431	028-151-6384	
	夜間	078-362-9900	078-362-9911	28-80・30		028-151-3361		
奈良県	昼間	0742-27-8423	0742-27-0090	29-9029	29-9374	029-111-9029	029-111-9374	
	夜間	0742-27-8944	0742-23-9244	29-9071	29-9210	029-111-9071	029-111-0210	
和歌山県	昼間	073-441-2262	073-422-7652	30-82262	30-499	030-300-82262	030-300-499	
	夜間	073-441-3300	073-431-5776			030-300-83300		
札幌市消防局	昼間	011-215-2060	011-271-0610	-	-	001-235-3-2060	011-235-4-3070	
	夜間	011-215-2080	011-261-9119	-	-	001-235-3-2080	001-235-4-3080	
仙台市消防局	昼間	022-234-1111	022-234-4280	621-2320	621-2319	044-621-2320	004-621-2319	
	夜間	022-234-1111	022-234-2364	621-2350	621-2339	044-621-2350	004-621-2339	
さいたま市消防局	昼間	048-833-7944	048-833-7201	-	-	011-704-5512	011-704-5059	
	夜間	048-833-5000	048-833-1237	-	-	011-704-5898	011-704-952	
千葉市消防局	昼間	043-202-1612	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109	
	夜間	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	012-101-800-3690	012-101-800-3669	
東京府消防局	昼間	03-3212-2258	03-3213-1476	9506-71511	-	9503-013-601-9	013-601-9501	
	夜間					-501-3545	-6704	

出動準備都道府県

指揮支援隊

関係機関連絡先 (その3)

関係機関名	連絡先		N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
	昼間 夜間	警防課 司令課	電話 F A X	F A X	電 話 F A X	電 話 F A X	電 話 F A X	
横浜市 消防局	昼間 夜間	警防課 司令課	045-334-6713 045-332-1351	045-334-4710 045-331-5221	- -	014-700-10-721	014-400-9734	
川崎市 消防局	昼間 夜間	警防課 指令課	044-223-2606 044-223-2645	044-223-2619 044-223-2654	- -	014-300-21-48442 014-300-21-48633	014-700-10-740	
相模原市 消防局	昼間 夜間	警防課 指令課	042-751-9140 042-751-9111	042-786-2472 042-751-9284	- -	014-557-9211	014-557-9200	
新潟市 消防局	昼間 夜間	警防課 指令課	025-288-3250 025-288-3270	025-288-3255 025-288-3275	- -	015-492-2053 015-492-2085	015-492-2049 015-492-2079	
静岡市 消防局	昼間 夜間	警防課 指令課	054-280-0162 054-280-0120	054-280-0168 054-280-0128	- -	022-176-6010	022-176-6080	
浜松市 消防局	昼間 夜間	警防課 情報指令課	053-475-7531 053-475-7552	053-475-7539 053-472-1198	- -	022-179-6010	022-179-6080	
名古屋市 消防局	昼間 夜間	消防課 消防部指令課	052-972-3557 052-972-3534	052-951-8463 052-953-0119	- -	023-700-6300	023-700-5555	
京都市 消防局	昼間 夜間	警防計画課 消防指令センター	075-212-6727 075-212-6750	075-212-6748 075-252-1190	- -	026-100-6727 026-100-6700	026-100-6748 026-100-5174	
大阪市 消防局	昼間 夜間	警防課 司令課(指令情報センター)	06-4393-6545 06-4393-4988	06-4393-4750 06-4393-4060	- -	027-400-2 027-400-3	027-400-5	
堺市 消防局	昼間 夜間	警防課 通信指令課	072-238-6047 072-238-0083	072-238-7791 072-223-7473	- -	027-444-5-5214 027-444-5-5332	027-401-8800	
神戸市 消防局	昼間 夜間	警防課 司令課	078-322-5747 078-333-0119	078-325-8597 078-325-8529	- -	028-100-42	028-100-62	
岡山市 消防局	昼間 夜間	警防課 情報指令課	086-234-9979 086-253-9978	086-234-1059 086-253-9984	- -	033-101-6230-203 033-101-6230-200	033-101-6230-039	
広島市 消防局	昼間 夜間	警防計画課 消防指令センター	082-546-3451 082-546-3456	082-249-1160 082-542-1007	- -	034-701-92311 034-701-92391	034-761-92339 034-701-92369	
北九州市 消防局	昼間 夜間	警防課 指令課	093-582-3817 093-582-3811	093-592-6898 093-592-6805	100-111	040-100-111	040-100-115	
福岡市 消防局	昼間 夜間	警防課 災害救急指令センター	092-725-6551 092-725-6595	092-791-2420 092-735-1074	130-6957 130-6559	040-130-6952 040-130-6589	040-130-6730 040-130-6730	

指揮支援隊

関係機関連絡先 (その4)

関係機関名	連絡先		N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
			電話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X
石川県警察本部	昼間	警備課	076-225-0110 内(5722)	076-225-0233	—	—	017-111-6230	—
	夜間	総合当直	076-225-0110 内(2070)	—	—	—	017-111-6235	—
陸上自衛隊 第14普通科連隊	昼間	第3科	0761-22-2101 (内)231	076-241-2171 (内)213	—	—	076-111-7552	017-111-7562
	夜間		076--241-2171 (内)302	石川県防災シス テム(内)6552	—	—	—	—
航空自衛隊 第6航空団	昼間	防衛班	0761-22-2101 (内)231	0761-22-3751	—	—	—	—
	夜間	防衛部当直	0761-22-2101 (内)351	—	—	—	—	—
海上自衛隊 舞鶴地方総監部	昼間	第三幕僚室	0773-62-2250 (内)224	0773-64-3609	—	—	—	—
	夜間		—	—	—	—	—	—
第九管区海上保 安本部金沢海上 保安部	昼間	警備救難課	076-266-6118	076-268-0356	—	—	017-111-7554	017-111-7564
	夜間		—	—	—	—	—	—
第九管区海上保 安本部七尾海上 保安部	昼間	警備救難課	0767-53-2231	0767-53-5741	—	—	—	—
	夜間		—	—	—	—	—	—

関係機関連絡先 (その5)

(南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン)

重点受援県	連絡先	N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
		電話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X
徳島県	昼間	088-621-2284	088-621-2849	36-9356	36-2984	036-211-2284	036-211-7915
	夜間	088-621-2057	088-624-1063	36-2057	36-2057	036-211-2057	036-211-7916
愛媛県	昼間	089-912-2316	089-941-0119	38-2316	38-2328	038-200-2316	038-200-2327
	夜間	089-941-2160	089-941-2160	38-2324	38-2328	038-200-2328	

(首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン)

重点受援県	連絡先	N T T 回線		消防防災無線		地域衛星通信ネットワーク	
		電話	F A X	電 話	F A X	電 話	F A X
東京都	昼間	03-5388-2457	03-5388-1270	13-70671	13-70023	013-100-70671	013-100-70013
	夜間	03-5388-2459	03-5388-1958	13-70349	13-70023	013-100-70349	

石川県の登録隊

令和2年4月1日現在

ブロック名	消防本部名	航空指揮支援隊	統合機動部隊指揮隊	都道府県大隊指揮隊	NBC災害即応部隊指揮隊	土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	消火小隊	救助小隊	救急小隊	後方支援小隊	通信支援小隊	特殊災害小隊						遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	特殊装備小隊			水上小隊	航空小隊	航空後方支援小隊	合計		
												毒劇物等対応小隊	大規模危険物火災等対応小隊	密閉空間火災等対応小隊	遠距離大量送水小隊	消防活動二輪小隊	震災対応特殊車両小隊			水難救助小隊	その他	重複除く				小隊数		
能登ブロック	奥能登広域圏事務組合消防本部						5		4	2																11	11	
	七尾鹿島消防本部						2	1	1	1																	6	6
石川中央ブロック	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部						3		1	1																	5	5
	能登ブロック 計	0	0	0	0	0	10	1	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	22	
加賀ブロック	かほく市消防本部						1		1																		2	2
	津幡町消防本部							1	1	1																	3	3
	内灘町消防本部						1			1																	2	2
	金沢市消防局	1	1	1	1	1	7	1	4	6	1	3	3			1										33	28	
	白山野々市消防本部			2			3	1	1	1																	9	9
	石川中央ブロック 計	0	1	3	1	0	12	3	7	9	1	3	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	44	
加賀ブロック	能美市消防本部						3		1																		4	4
	小松市消防本部						2	1	1	1																	6	6
	加賀市消防本部						2		1	1																	4	4
石川県	加賀ブロック 計	0	0	0	0	0	7	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	
	合計	1	1	3	1	0	29	5	15	16	1	3	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	83	

石川県大隊の標準的な隊編成【富山方面】

令和3年12月1日現在

- ・ 本表は応援先都道府県が、北海道・青森県・秋田県・山形県・新潟県・富山県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県の場合に適用する。
- ・ 国家的な非常災害以外の災害においては、統合機動部隊、第一次編成陸上隊、第二次編成陸上隊が出勤するものとする。
- ・ 特別編成陸上隊は、国家的な非常災害において特別に編成を行い、出勤するものとする。
- ・ 土砂・風水害における石川県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、能美市消防本部の「消火小隊」を「救助小隊（津波・大規模風水害対策車）」に替える。
- ・ 要請内容や被災地の状況等に応じて、この表に記載していない車両・小隊（特殊装備小隊等）を追加で出勤（又は乗換えて出勤）させるなど、出勤車両を柔軟に変更・調整する。

消防本部名	(兼)統合機動部隊 指揮隊	都道府県大隊 指揮隊	エネルギー・産業基盤 災害対応部隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳		後方支援小隊	内訳						通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳						合計			
						救助工作車	津波・大規模風水害対策車		拠点機能形成車	資機材搬送車	支援車II型	人員輸送車	機動連絡車	燃料補給車			特殊災害小隊	内訳			内訳					
																		(大規模危険物火災等対応小隊)	(大規模危険物火災等対応小隊)	(大規模危険物火災等対応小隊)	(大規模危険物火災等対応小隊)	(大規模危険物火災等対応小隊)		(大規模危険物火災等対応小隊)	(大規模危険物火災等対応小隊)	(大規模危険物火災等対応小隊)
統合機動部隊	金沢市消防局	1			1	1	(1)		1	2	(2)					1									7	
	かほく市消防本部				1				1																	2
	津幡町消防本部					1	(1)																			1
	内灘町消防本部				1																					1
	白山野々市広域消防本部					1	(1)		1																	2
	小計	1			3	3	(3)		3	2	(2)					1										13
第一次編成陸上隊	かほく市消防本部																									
	津幡町消防本部									1	(1)															1
	内灘町消防本部									1	(1)															1
	金沢市消防局									1			(1)													1
	白山野々市広域消防本部		1							1	(1)															2
	加賀市消防本部				1					1	(1)															2
	小松市消防本部					1				1	(1)															2
	加賀市消防本部								1	1	(1)															2
	小計		1		1	1			1	7	(6)			(1)												11
第二次編成陸上隊	奥能登広域圏事務組合消防本部				1				1	1	(1)															3
	七尾鹿島消防本部					1				1	(1)															2
	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部				1					1		(1)														2
	小計				2	1			1	3	(2)		(1)													7
大隊合計		1	1		6	5	(3)		5	12	(2)	(8)		(1)	(1)	1										31
特別編成陸上隊	奥能登広域圏事務組合消防本部				1				1																	2
	七尾鹿島消防本部				1				1																	2
	羽咋郡市広域圏事務組合消防本部								1																	1
	かほく市消防本部																									
	津幡町消防本部																									
	内灘町消防本部																									
	金沢市消防局				2				1																	3
	白山野々市広域消防本部		1		2																					3
	能美市消防本部				1																					1
	小松市消防本部				1																					1
	加賀市消防本部				2																					2
特別編成陸上隊 合計		1			10				4																	15

石川県大隊の標準的な隊編成【福井方面】

令和3年12月1日現在

- ・ 本表は応援先都道府県が、福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県の場合に適用する。
- ・ 国家的な非常災害以外の災害においては、統合機動部隊、第一次編成陸上隊、第二次編成陸上隊が出動するものとする。
- ・ 特別編成陸上隊は、国家的な非常災害において特別に編成を行い、出動するものとする。
- ・ 土砂・風水害における石川県大隊及び統合機動部隊の標準的な編成は、能美市消防本部の「消火小隊」を「救助小隊（津波・大規模風水害対策車）」に替える。
- ・ 要請内容や被災地の状況等に応じて、この表に載せていない車両・小隊（特殊装備小隊等）を追加で出動（又は乗換えて出動）させるなど、出動車両を柔軟に変更・調整する。

消防本部名	(兼)都道府県大隊 指揮隊	都道府県大隊 指揮隊	エネルギー・産業基盤 災害即応部隊 指揮隊	消火小隊	救助小隊	内訳		救急小隊	後方支援小隊	内訳						通信支援小隊	特殊災害小隊	内訳					特殊装備小隊	合計				
						救助工作車	津波・大規模風水害対策車			拠点機能形成車	支援車I型	資機材搬送車	支援車II型	支援車III型	機動連絡車			燃料補給車	(大規模・危険物火災等対応小隊)	(大規模・危険物火災等対応小隊)	(大規模・危険物火災等対応小隊)	(大規模・危険物火災等対応小隊)			(大規模・危険物火災等対応小隊)	(大規模・危険物火災等対応小隊)	(大規模・危険物火災等対応小隊)	(大規模・危険物火災等対応小隊)
統合機動部隊	金沢市消防局	1			1	1	(1)		1	2	(2)					1												7
	白山野々市広域 消防本部					1	(1)																					1
	能美市消防本部				1																							1
	小松市消防本部					1	(1)		1																			2
	加賀市消防本部				1				1																			2
	小計	1			3	3	(3)		3	2	(2)					1												
第一次編成陸上隊	石川中央ブロック																											
	かほく市消防本部								1	1	(1)																	2
	津幡町消防本部					1				1	(1)																	2
	内灘町消防本部				1					1	(1)																	2
	金沢市消防局									1				(1)														1
	白山野々市広域 消防本部		1							1	(1)																	2
	加賀ブロック									1	(1)																	1
	小松市消防本部									1	(1)																	1
加賀市消防本部									1	(1)																	1	
小計		1		1	1			1	8	(7)				(1)														12
第二次編成陸上隊	能登ブロック				1				1	1	(1)																	3
	七尾鹿島消防本部					1				1	(1)																	2
	羽咋郡市広域圏 事務組合消防本部				1					1	(1)																	2
	小計				2	1			1	3	(2)			(1)														7
大隊合計		1	1		6	5	(3)		5	13	(2)	(9)		(1)	(1)	1												32
特別編成陸上隊	能登ブロック				1				1																			2
	七尾鹿島消防本部				1				1																			2
	羽咋郡市広域圏 事務組合消防本部								1																			1
	石川中央ブロック																											
	津幡町消防本部																											
	内灘町消防本部																											
	金沢市消防局				2				1																			3
	白山野々市広域 消防本部		1		2				1																			4
加賀ブロック				1																							1	
能美市消防本部				1																							1	
小松市消防本部				1																							1	
加賀市消防本部				1																							1	
特別編成陸上隊 合計			1		9				5																			15

石川県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材 (その1)

令和元年8月1日現在

消防本部長	後方支援車両(下段括弧数は無償使用車両数)										後方支援資機材(下段括弧数は無償使用資機材数)											
	支援車I型	支援車II型	支援車III型	支援車IV型	搭載型除染システム	燃料補給車	航空隊支援車	資機材搬送車	人員輸送車	拠点機能形成車	機動連絡車	エアテント	テント	簡易テント	簡易ベッド	寝袋・シュラフ	毛布	枕	保温マット	カセットコンロ	ガスコンロ	五徳
後方支援中隊長	1	1		1				1	1			5	5	5	120	100	40				1	3
金沢市消防局	(1)				(1)			(1)	(1)			(5)	(5)	(5)	(100)	(100)					(1)	(3)
七尾鹿島消防本部							1					1	4	2	14	15	11			4		
小松市消防本部							1					2	1	1	18	8	20			1		
加賀市消防本部							1				1				13	13	13			1	1	1
能美市消防本部				1			(1)				1				8	8	8			1	1	
津幡町消防本部							1				1				5	5				1	2	
内灘町消防本部							1				1			1	7	7				1		
羽咋郡市広域圏事務組合														1	7	7						
消防本部										1	1			1	(7)	(7)						
白山野々市広域消防本部							1				1			8	13					2		
奥能登広域圏事務組合							1				1			8	(8)							
消防本部							(1)				(1)			(8)	(8)					2		
石川県合計	1	1	2	1	0	1	8	1	0	1	16	6	11	216	216	137	0	56	13	6	5	
	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(0)	(1)	(11)	(0)	(5)	(139)	(139)	(0)	(0)	(39)	(0)	(1)	(3)	

石川県大隊後方支援中隊の編成及び保有資機材（その2）

令和元年8月1日現在

消防本部名	後方支援資機材（下段括弧数は無償使用資機材数）																	
	クーラーボックス	簡易トイレ	暖房器具	冷房器具	蛍光灯付照明	バルーン型投光器	延長コード	発電機	燃料携行缶	ポリ缶	折畳みテーブル	折畳みイス						
後方支援中隊長 金沢市消防局	4	10 (10)	8 (6)	6 (6)	24 (24)	5 (3)	5 (5)	5 (5)	7 (7)	16	20 (20)	45 (45)						
七尾鹿島消防本部	1	3	1	1	1 (1)	1 (1)	1	1	5	2	1	15						
小松市消防本部		1			3		3	1 (1)	1	5	3	7						
加賀市消防本部	1	1 (1)	1 (1)	1	4 (4)	1	1 (1)	1 (1)	2 (2)	6	4	13						
能美市消防本部		7 (1)	2 (1)		4 (4)		1 (1)	1 (1)	2	4								
津幡町消防本部	1				1		1	1	1		3	6						
内灘町消防本部	1	1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (4)	1	1 (1)	1 (1)	4 (1)		1	7						
羽咋郡市広域圏事務組合 消防本部		1 (1)	1 (1)	1 (1)	4 (4)		1 (1)	1 (1)	2 (2)		2	5						
白山野々市広域消防本部	2	6			2	3 (2)	2 (1)	3 (1)	3 (3)	6	1							
奥能登広域圏事務組合 消防本部	1	2 (1)	1 (1)	1 (1)	7 (4)		3 (2)	2 (1)	3 (2)		1	12						
石川県合計	11 (0)	32 (15)	15 (11)		54 (44)	11 (6)	19 (12)	17 (12)	30 (17)	39 (0)	36 (20)	110 (45)						

別表第7

金沢市消防局NBC災害即応部隊の編成

消防本部名	NBC災害即応指揮	検知・救助隊		除染隊		その他の隊		
		救助・工作車	水槽付消防ポンプ自動車	支援車I型	支援車II型	抛形	機能車	
金沢市消防局	1	1	1	1	1	1	1	1

令和3年4月1日現在

別表第8

石川県土砂・風水害機動支援部隊の編成

令和3年4月1日現在

消防本部名	土砂・風水害機動支援部隊指揮	救助中隊			特殊装備中隊			後方支援小隊		
		津波・大規模風水害対策車	救助工作車	重機及び重機搬送車	水陸両用車及び水陸搬送車	支援車等	燃料補給車	資機材搬送車		
七尾鹿島消防本部	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
金沢市消防局	1	—	—	—	—	2	1	—	—	—
能美市消防本部	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—

地震等の出動等に係る取決め

地震災害時に出動等の対象となる事象(アクションプラン適用災害は除く。)

災害発生都道府県	隊種別	災害種別											
		地震					津波						
		最大震度7		最大震度6強 (東京特別区6強)		最大震度6弱 (東京特別区5弱)		最大震度7		最大震度6強 (東京特別区6強)		最大震度6弱 (東京特別区5弱)	
富山県、福井県 (石川県大隊が第1次出動都道府県大隊となる対象の都道府県)	統合機動部隊	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県
	大隊	迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		(準備)	
北海道、青森県、秋田県、山形県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 (石川県大隊が出動準備都道府県大隊となる対象の都道府県)	統合機動部隊	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県	1 県
	大隊	迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		迅速出動 ※1		(準備)	

※1 地震の震央が海域の場合は、迅速出動は行わず出動準備を行う。

<参考>表の見方 (地震災害時に出動等の対象となる事象)
 ・地震時の「災害発生都道府県」は、震央が陸域の場合は最大震度都道府県で読む。
 ・地震時の「隊種別」・「1 県」の判断は、震度6弱 (総合中等) 以上を編制した都道府県の数で行う。
 (例1) 富山県で震度5強、新潟県で震度5強 (新潟県内の政令市：震度5強) を観測 → 最大震度7・複数県の上段 (第1次出動都道府県大隊) の欄を確認する。
 (例2) 新潟県で震度7、富山県で震度6強を観測 → 最大震度7・複数県の下段 (出動準備都道府県大隊) の欄を確認する。

アクションプラン適用時における応援先都県

アクションプランの種別	応援編成の区分	応援先都県	集結場所	集結場所 担当消防本部	広域進出拠点	進出拠点
アクションプランの種別	即時応援	東京都	北陸自動車道上り 不動寺PA	金沢市消防局		関越自動車道上り 高坂SA
<首都直下地震> ・東京23区において震度6強以上が観測された場合 ・首都直下地震の被害が同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	即時応援	徳島県 近畿地方で被害大 愛媛県 九州地方で被害大	北陸自動車道下り 尼御前SA	加賀市消防本部	名神高速道路下り 吹田SA	※消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定する。
<南海トラフ地震> ・発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当し、発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合 ・発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域の地名のいずれかに該当し、マグニチュード8.0以上の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒) が発表される可能性がある場合 ・南海トラフ地震の被害と同程度の被害が見込まれ、又は本アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ的確な対応が可能であると長官が判断した場合	即時応援	徳島県 近畿地方で被害大 愛媛県 九州地方で被害大	北陸自動車道下り 尼御前SA	加賀市消防本部	名神高速道路下り 吹田SA	※消防庁が消防応援活動調整本部と調整の上、決定する。

集結場所

令和3年4月1日現在

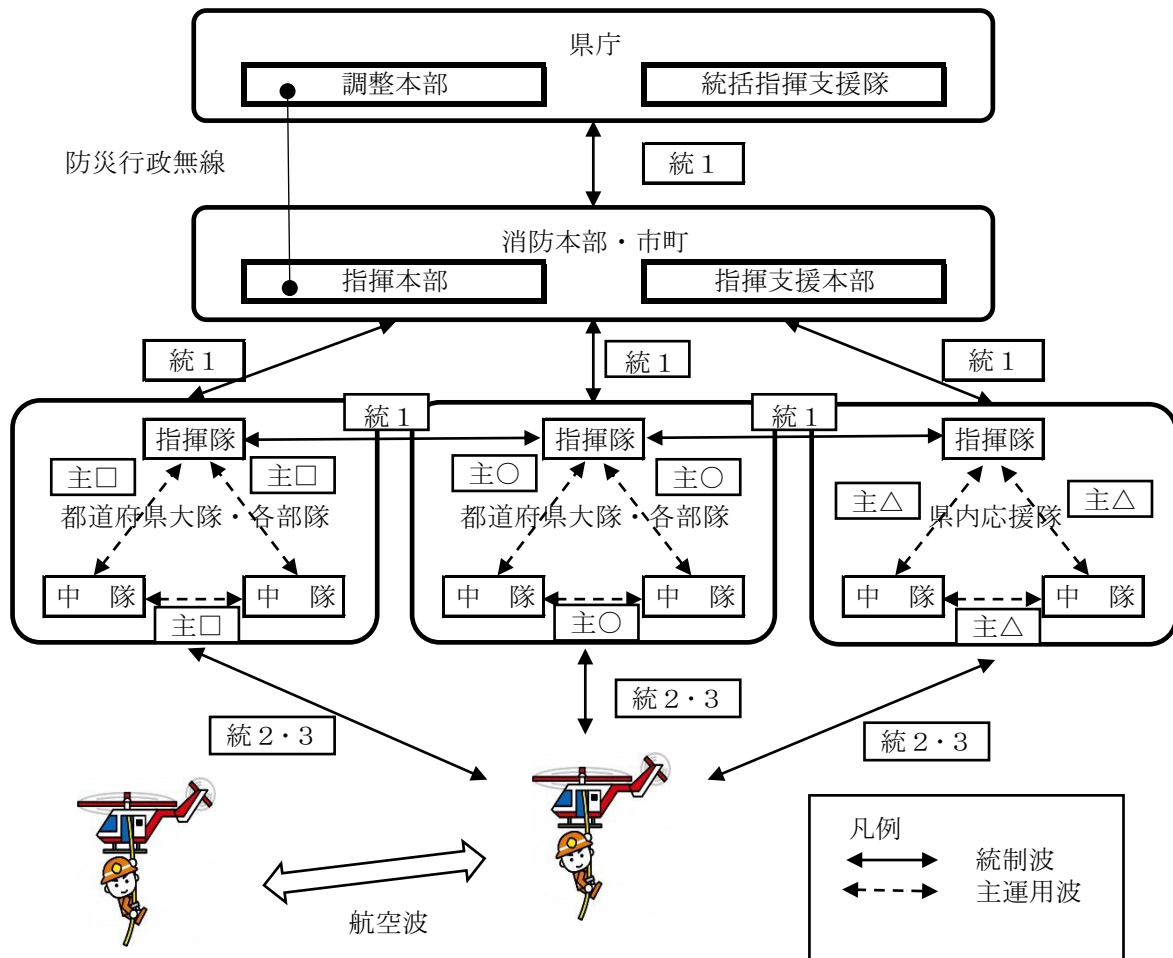
応援先都道府県 (地方・方面)	集結場所	集結場所 担当消防本部	備考
富山県方面 (高速道路利用時)	北陸自動車道下り 不動寺PA	金沢市消防局	
富山県方面 (一般道路利用時)	道の駅 倶利伽羅 源平の郷	津幡町消防本部	
福井県方面 (高速道路利用時)	北陸自動車道上り 尼御前SA	加賀市消防本部	
福井県方面 (一般道路利用時)	いきいきランド・かが aim BS	加賀市消防本部	
岐阜県方面	(旧)白山瀬女高原スキー場 駐車場	白山野々市広域 消防本部	

石川県大隊無線通信運用体制

対象範囲	使用無線チャンネル等	備考
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 応援都道府県大隊本部 応援都道府県各部隊の指揮隊	統制波 1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれから使用波を指定する。
石川県大隊	主運用波 7	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する応援都道府県大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻射している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	署活動用無線	応援都道府県は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可

※通信は最小限度にとどめるものとする。

無線運用イメージ図



石川県大隊の保有資機材（後方支援中隊を除く）（その1）

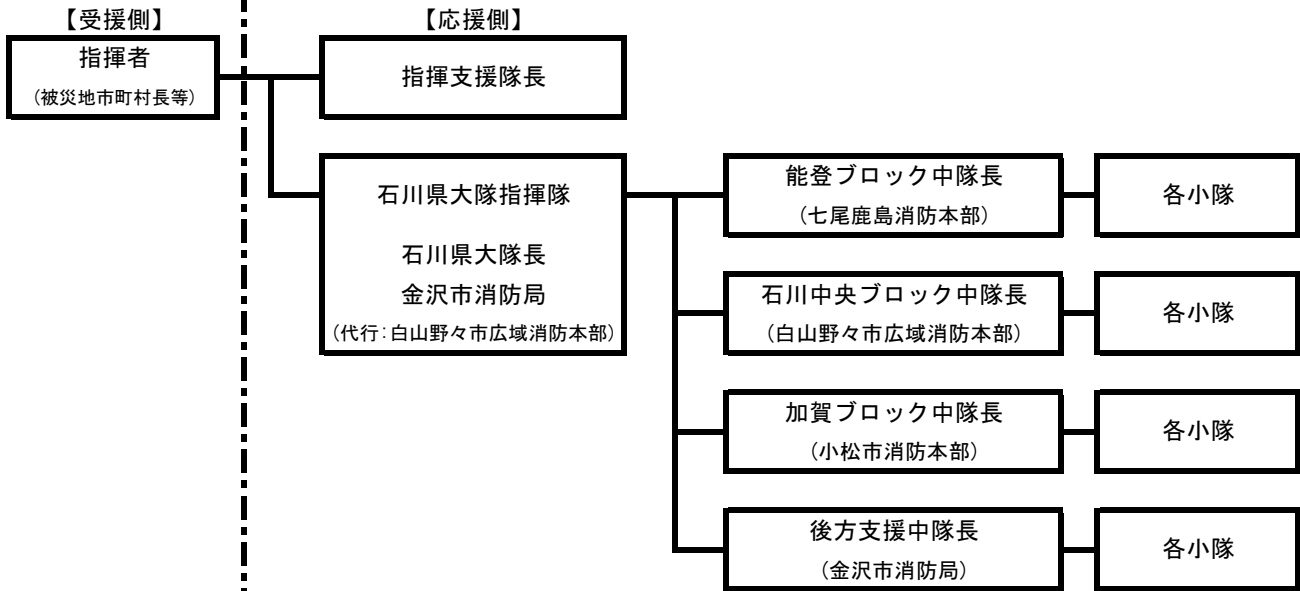
令和元年8月1日現在

消防本部名	一般救助用器具										重量物排除用器具										切断用器具								破壊用器具				
	かぎ付きはしご	三連はしご	ワイヤはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	救助用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ一式	大型油圧スプレッダー	マンホール救助器具	救助用支柱器具	車両移動器具	チェーンブロック	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	アーク溶断器	チェーンソー	鉄線カッター	空気鋸	大型油圧切断機	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	携帯用コンクリート破壊器具	バッテリー式救助用破壊器具			
能登ブロック	1	5		1	3	3	3	1	3	1							2		2	2	2	2	1	2	2	2							
七尾鹿島消防本部	3	2	1	1	2	1	1	1	1	1	1						1	1	1	1	1	3	1	1	6	2	1	1	1	1			
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	2	3			1	1	1	1									1	2			2	1			5				1				
ブロック内小計	6	10	1	1	2	6	4	2	4	2	1	4	2	1	0	0	1	5	1	0	5	7	1	2	13	4	3	1	1	1			
かほく市消防本部	1	1																1			1				3	1				1			
津幡町消防本部	1	1			1	1			1	1	1							1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
内灘町消防本部	1								1	1								1			1	1			5	1							
金沢市消防局	1	7	1	1	2	2	3	1	1	1	1	2	2				1	4	1	2	3	3	1	6	5	1	2	1	3				
白山野々市広域消防本部	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
ブロック内小計	4	11	2	2	4	4	4	2	5	4	4	4	2	0	1	2	8	1	1	6	6	3	3	16	9	3	3	3	5				
能美市消防本部	3																					2			5	1							
小松市消防本部	1	1			3	4	1	2	3								1	1		1	2	1	1	5	1	1	1	1	1				
加賀市消防本部	2																					3			3	2							
ブロック内小計	1	6	0	0	3	4	0	1	0	2	3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	7	1	1	13	4	1	1	0	0			
合計	11	27	3	3	9	14	8	5	2	11	9	5	4	2	0	1	3	14	3	1	12	20	5	6	42	17	7	5	4	6			

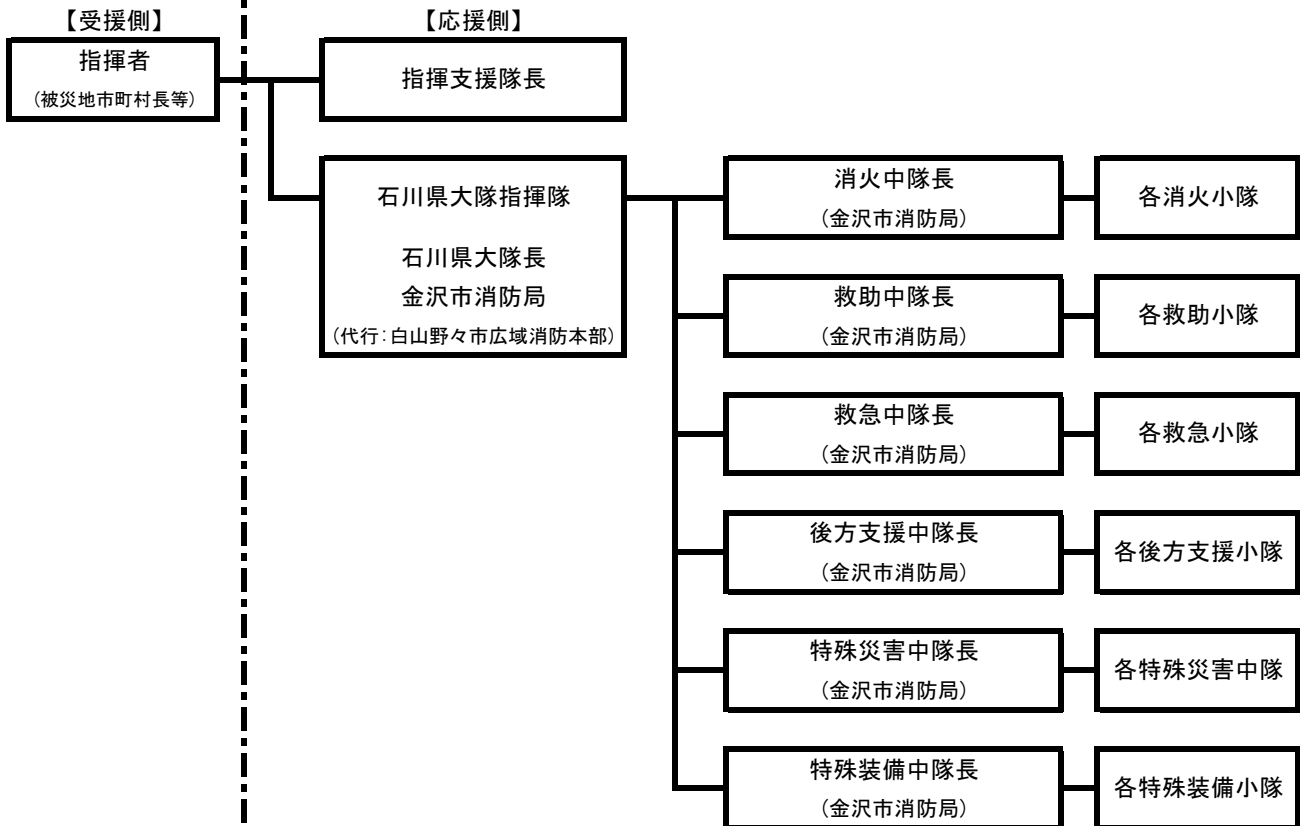
石川県大隊・各部隊指揮体制

1 地震・風水害等大規模災害

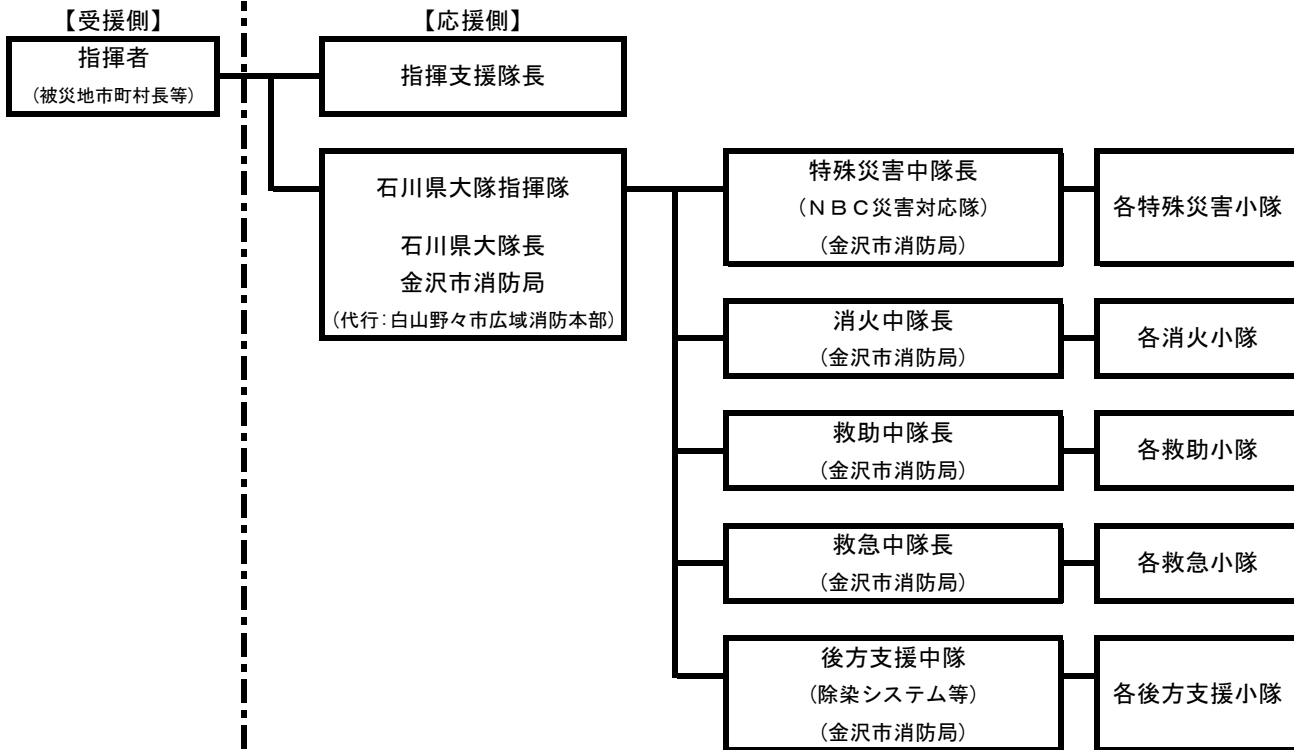
(1) ブロック別による指揮体制 ※統合機動部隊と合流するまでの間



(2) 任務別による指揮体制

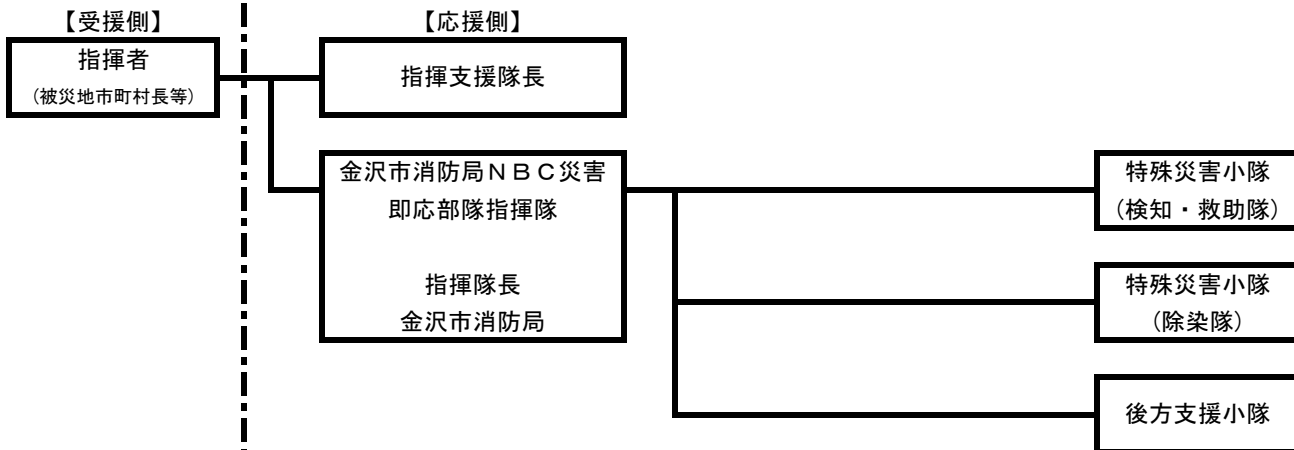


(3) NBCテロ災害 (NBC運用計画によらず、都道府県大隊を編成し、出動する場合)

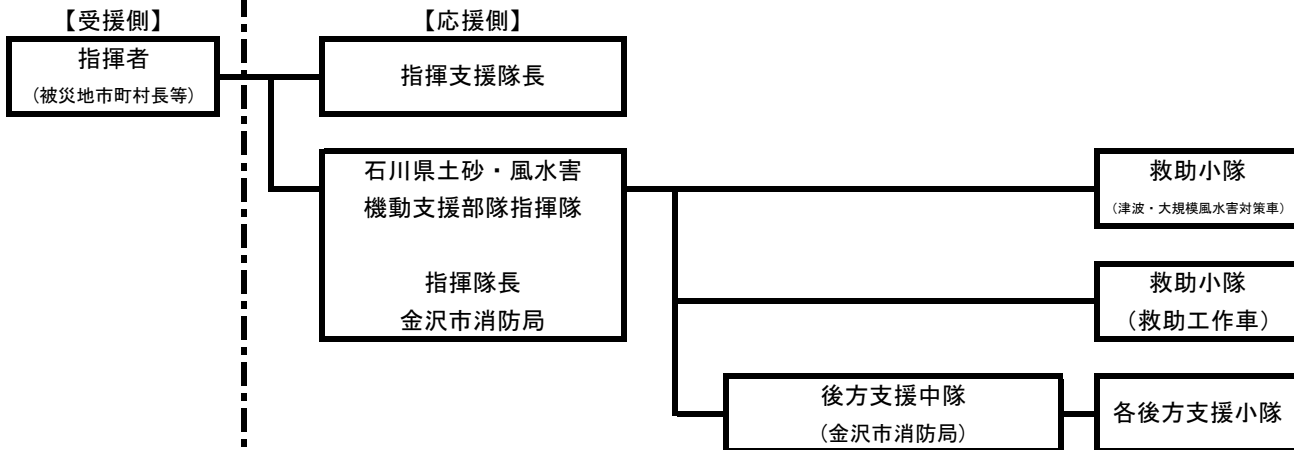


2 各部隊

(1) NBC災害即応部隊



(2) 土砂・風水害機動支援部隊



公務従事車両証明書	
発行番号	
通行年月日	年 月 日
道路名及び区間	道路名 I Cから I Cまで (入口) (出口)
乗車責任者の職、氏名	
車両登録番号	
<p>この車両は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊として出動する車両であることを証明する。</p> <p>災害名： _____</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">発行者 職氏名 印</p>	

※発行番号は災害毎の一連番号とする。

(注1：上記様式は、高速道路事業者等の共通様式であること。)

(注2：道路名及び区間の表記は、努めて区間名を記入することとするが、料金所等の名称が分からないときは、「〇〇道～□□道～△△道」でも可とする。

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 〇月 〇日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員				
派遣場所		職・氏名		TEL

〇〇都道府県

災害対策本部	設置場所:			
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属	職・氏名		FAX
	TEL			

調整本部	設置場所:			
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇市町村

災害対策本部	設置場所:			
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部	設置場所:			
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部	設置場所:			
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊	設置場所:			
大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊	設置場所:			
大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)	設置場所:			
NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊	設置場所:			
大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属		FAX	
	TEL			
	メールアドレス			

フワードベース(FB)

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助		救急	合計
	件数	件		件	件	人
	救助・搬送人数	人		人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	件		件	件	人
	人		人	人		
宿営場所	名称			所在地		
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~		時 分		
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部			氏名		
	TEL					

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長 }

送付先:

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて30分以内に報告願います。
また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出動準備をお願いします。

災害発生日時	〇〇 年 月 日	時	分	頃
災害発生場所	都道府県			市区町村
災害名				
依頼日時 <small>(出動可能隊数報告、出動準備)</small>	〇〇 年 月 日	時	分	
災害の状況				
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等		石油コンビナート等	

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対 象 <small>※いずれかに●</small>	出動可能な全隊	一部の指定した隊 <small>※下記に指定する隊</small>
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		

・部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名	連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊※1
航空部隊	航空小隊※1
	航空後方支援小隊※1
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分
出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時	分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	時	分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種別	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳	
指揮隊	()	()	()	()		
消火小隊	()	()	()	()		
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台	
救急小隊	()	()	()	()		
後方支援小隊	()	()	()	()		
通信支援小隊	()	()	()	()		
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	()	中型水陸両用車: 台
	()	()	()	()		
	()	()	()	()		
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】						
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台						
合 計	()	()	()	()		

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分
 出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
 消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿
 (都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)
指揮 支援 部隊	統括指揮支援隊		: 頃			:	
	指揮支援隊		: 頃			:	
	航空指揮支援隊※1		: 頃			:	
航空 部隊	航空後方支援小隊※1		: 頃			:	<機体愛称>
	航空小隊※1		: 頃			:	
土砂・ 風水害 機動 支援 部隊	指揮隊		: 頃			:	
	救助小隊						水陸両用バギー: 台
	特殊装備小隊						重機: 台
	特殊装備小隊						中型水陸両用車: 台
	後方支援小隊						
【その他特殊な装備品の情報】							
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台							
合 計							
	指揮隊		: 頃			:	
合 計							

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること
 航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なのか備考に記載すること
 ※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室	氏 名
NTT回線電話	NTT回線FAX
地域衛星電話	地域衛星FAX

出動準備の解除連絡

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 }
消 防 長 } 殿

送付先:

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出動準備の解除日時	〇〇 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【都道府県大隊】
	【航空小隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 }
市町村長 } 殿

送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災害発生日時	〇〇 年 月 日	時 分	
災害発生場所	都道府県	市区町村	
災害名			
災害の状況			
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等	石油コンビナート等	
出動区分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	〇〇 年 月 日	時 分	

・都道府県大隊(統合機動部隊を含む。)

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等	
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	応援先 進出拠点
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊	応援先	進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 1	区分	
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動都道府県大隊	出動準備都道府県大隊	第1次出動航空小隊	出動準備航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより対応する指定順位第1位)	(別表Bにより対応する全隊)	(基本計画別表第2により対応する都道府県)	(基本計画別表第3により対応する都道府県)	(別表Cにより対応する全隊)	(別表Dにより対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動	/	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区は6弱)	迅速出動	/	迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)	/		
III-ア 最大震度6弱(東京都特別区は5強、政令市は5強又は6弱)	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動【出動する隊】	/	長官の要請に基づき必要な隊が迅速出動(統合機動部隊のみが対象)【出動する隊】	/		

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 〇〇 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

--	--	--	--	--	--	--	--	--

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県			
出動区分	求め	指示	
	別表 A - 2 区分		
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時		
求め又は指示した隊	下表のとおり		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全 隊)	(基本計画別表第2 により対応する都 道府県)	(基本計画別表第3 により対応する都 道府県)	(別表Cにより 対応する全 隊)	(別表Dにより 対応する全 隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊のみが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東 京都特別区は5 強、政令市は5強 又は6弱)	長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみが対象) 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
	月日	時分	月日 時分
出動日時※1			
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)	月日	時分	月日 時分
出動日時			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時				救出場所※2	救助人数	備考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、〇〇県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時				救出場所※4	救助人数	備考
	月	日	時	分			
1						人	
2						人	
3						人	
4						人	
5						人	
					計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(〇〇地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照